

戦後沖縄における「医師助手」と医介輔制度について

崎原盛造、等々力英美^{※1}

要旨

戦後沖縄の医師不足を補完する目的で創設された「医介輔」制度の前身は「医師助手」であったと言われているが、その法的根拠は不明確である。米海軍軍政府布告第9号（1945）は、「占領地域において免許を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護婦、助産婦、およびその他の者で、病気の治療、疾病の予防または薬剤の処方等に従事していた者は、追って命令があるまで従来どおりその業務を継続すること」とした。「その他の者」とは、戦前の代診、薬局生、衛生兵、鍼灸師等であったが、「医官補」として医業に従事していた。沖縄民政府の組織と職務を規定した米軍軍政府指令第20号（1946）には、関連職種として医介輔、医師助手、外科医助手の表記があるが、その職務は、あくまでも「医師の業務を手助けする」ことであった。米軍軍政府は専門職としての「医師助手」の身分を公式に認めたことはなかった。1950年の「スキャップ指令」により、それまで暫定的措置であった「医師助手」は、布令第43号により廃止され、新たに「介輔」という身分が確立された。以上の結果から、法的には「医師助手」という身分はなく、「いわゆる医師助手」と表記するのが妥当である。

キーワード：医師助手 歯科医師助手 介輔 歯科介輔

はじめに

太平洋戦争において1945年4月1日沖縄本島に上陸した米軍は、米国海軍太平洋艦隊司令長官兼南西諸島軍政府長官ニミッツ海軍元帥による米海軍軍政府布告第1号を公布し、南西諸島におけるすべての行政権が同海軍元帥に帰属すること、並びに同地域における日本帝国政府の全権限を停止することを布告した（United States Military Government, 1945）。なお、この布告は、米軍が慶良間諸島に上陸した3月26日付で既に公布されていた（大田a, 1984）。この布告により、南西諸島（沖縄群島、奄美群島、宮古群島、八重山群島）における統治は、日本から切り離され、米軍の管轄下に置かれることとなった。保健医療行政についても、同様に米海軍軍政府布告第9号 “Public Health and Sanitation”（公衆衛生および衛生、以下単に布告第9号とする）を公布し、医師、歯科医師、薬剤師、看護婦、助産婦、その他の者

※1 琉球大学医学部助教授

に対し、「追って命令があるまで従前どおりその職務を継続すること」とする布告を出した(資料1、1945)。

その後、対日講和条約締結により連合軍による日本占領が終了した後も、旧沖縄県は引き続き米国の統治下におかれた。その結果、米軍軍政府(当初は海軍政府で、陸軍政府、琉球列島米国民政府となる)は、いろいろな布令等を公布している。保健医療分野においても、医療従事者関係法規、病院・診療所関係法規、疾病予防関係法規、麻薬取締り関係法規、環境衛生法規等が公布された。その一つに、戦後の医師不足を補完する制度として創設されたとされる『介輔』(一般的に医介輔と呼ばれている)制度がある。この制度の法的根拠は、米国民政府布令第43号(医師助手廃止)および米国民政府布令第42号(歯科医師助手廃止)であるが(資料4、5)、前身とされる「医師助手」および「歯科医師助手」については法的根拠が不明確である。すなわち、この身分の法的根拠について検討した従来の研究報告がなく、どのような経緯で成立したのか不明のままである。

そこで本論では、まず、戦後沖縄における保健医療状況を概観し、「介輔」制度成立の背景を述べる。次に、「介輔」および「歯科介輔」の前身とされる「医師助手」および「歯科医師助手」について、戦後沖縄における米軍軍政府の保健医療関係法規(布告、布令、指令)ならびに関連資料に基づいて、その法的根拠を探求し、併せて、なぜ「医師助手」および「歯科医師助手」を廃止し、それぞれ「介輔」および「歯科介輔」制度創設へつながったのかを考察する。

I. 戦後沖縄における保健医療の概況

1) 行政機構の変遷

昭和20年から昭和47年までの27年間にわたる米国による直接統治は、軍事政策を最優先する軍政府あるいは軍人である高等弁務官を最高責任者とする琉球列島米国民政府により行われ、沖縄の人びとによる自治は「神話である」とさえ言われた(大田b,1984)。それゆえに、米海軍軍政府布告第1号(いわゆるニミッツ布告)に基づく沖縄の統治は、戦後沖縄の保健医療史上いろいろな課題を残した。

米国による統治の展開は、海軍軍政府による直接統治(長=軍司令官、民政長官)が1945年4月1日から1946年6月30日までの1年2ヶ月、陸軍軍政府による統治が1946年7月1日から1950年12月14日まで4年5ヶ月余、琉球列島米国民政府(USCAR=United States Civil Administration of the Ryukyu Islands)による統治が1950年12月15日から1972年5月14日まで21年5ヶ月間、通算27年間続いた。

その間、沖縄側の完全な自治は認められていなかったが、沖縄群島においては一応の行政組織として沖縄諮詢委員会(1945年8月15日~1946年4月26日)、沖縄民政府(1946年4月24日~1950年11月3日)、沖縄群島政府(1950年11月4日~1952年3月31日)、琉球政

府（1952年4月1日～1972年5月15日）があった。

法制度も米軍政府および琉球列島米国民政府が公布する布告、布令、指令等がまず第1義的にあり、その許容する範囲内で琉球政府立法院はこれらの布令等に基づいて規則を制定し、行政を行ったのである。なお、沖縄諮詢委員会は沖縄群島のみ行政組織で、宮古群島、八重山群島および奄美群島は、それぞれ戦前の宮古支庁、八重山支庁、奄美支庁が存続し、米軍政府の指揮下におかれていた。この統治形態は、沖縄民政府および群島政府時代も同様であり、現在の沖縄県の地域を管轄する行政機構は1951年4月1日に設置された琉球臨時中央政府（1952年3月31日まで）を経て、翌1952年4月1日に琉球政府が設立されてからであった。なお、奄美群島は1953年12月25日に日本復帰が実現し、戦前の鹿児島県下に返還された。

このような米軍軍政府の下で、日本復帰までの戦後沖縄における保健医療サービスの時期的特徴をみると、3期に区分することができる。すなわち、第1期（1945年4月～1951年6月）は、米軍の監督下で無料あるいは低額医療費で実施された官営医療の時期、第2期（1951年7月～1966年9月）は、制限付きの開業が認可されてスタートした自由診療の時期、第3期（1966年10月～1972年4月）は、被用者を対象とする医療保険制度が導入され、医療費償還制による現金給付が実施された時期である（崎原他、1998）。

2) 占領初期の官営医療時代

米軍による占領期の初期は、社会全体が混乱状態にあった。1945年4月沖縄本島中部西海岸に上陸した米軍は、沖縄本島を2分するような形で、南部と北部へ占領地域を拡大し、北部への進撃は日本軍の抵抗らしい抵抗もなく展開された。首里に司令部をおいていた日本軍は、激しい米軍の攻撃に抗しきれず、次第に南部への後退を余儀なくされたが、6月下旬日本の沖縄守備軍最高司令官牛島満中将が自害し、実質的な抗戦は終了した。

この間、民間人が北部へあるいは南部へ避難する際、軍隊と入り混じっていたため、米軍の激しい爆撃の危険に晒されつつ、夜間徒歩で避難の道を進んだ。そのため民間人にも多数の犠牲者を出した。米軍は上陸作戦を展開するにあたって、非戦闘員である一般住民を戦闘地域から非戦闘地域へ移して保護することに留意した（我部、1990）。実際、まだ日米間で戦闘が繰り広げられている間も、民間人は米軍によって収容所に集められ、テント小屋をあてがわれて集団生活を始めていた。

3) 沖縄諮詢委員会公衆衛生部の発足

1945年8月15日日本が連合軍に対して無条件降伏した日に、沖縄では米軍の諮問機関ではあったが、米軍により召集された沖縄住民の代表者により初の行政組織とも言える沖縄諮詢委員会が組織された（宮里a, 1966）。保健医療行政を担当する部署としては公衆衛生部（部長大宜見朝計医師）が設置された。ちなみに、委員長や部長達は、軍人を除く戦前の指導者

達であり、大宜見公衆衛生部長は戦時中の沖縄県衛生課長であった。

占領期の琉球諸島は日本本土への攻撃の前進基地として、また、終戦後は本土の監視基地として位置づけられたが、さらに太平洋の要石として、米国にとって東アジア地域を監視する重要な軍事上の要塞となった。それだけにすべての面で軍事が優先され、沖縄住民に対する基本的な施策の方針は、戦前の生活水準に復興させること、および軍政を損なわないよう最低限度のヒューマニタリアン・ニーズを充足することであった (Watkins, 1946)。

II. 医療従事者確保対策

このような状況で、米軍は沖縄住民の医療確保のために1945年布告第9号「Public Health and Sanitation」(資料1)を公布し、「占領地域において免許を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護婦、助産婦、およびその他の者で、病気の治療、疾病の予防または薬剤の処方等に従事していた者は、従来どおりその業務を継続すること」とした。

この布告に基づいて、免許を有する医療関係者およびその他の医療経験者は米軍の指示する施設や地域で沖縄住民の医療確保のために動員された。

1) 医師

太平洋戦争で連合軍と日本軍の間で激しい戦闘が行われた沖縄戦で、戦前の沖縄における唯一の県立病院はじめ、すべての医療施設は破壊され、1943年に163人いた医師も沖縄戦が終わった時に生存していた者は64人であったと報告されている(沖縄市町村長会、1955)。医療従事者も医療施設も壊滅状態の中から戦後沖縄の医療サービスは始めなければならなかったのである。南部で戦闘がつづく中、米軍によって占領されていた北部では、米軍による無料診療が1945年4月に始まっていた。6月には宜野座病院と石川地区病院が開設され、さらに11地区に診療所が設置された。また、戦争は終わっても自然は破壊され、生活基盤を喪失した人々は、悪化した環境の中で負傷、飢え、マラリアその他の伝染病の流行に生存を脅かされたのである。

GHQ公衆衛生福祉局の調査(1949)によれば、「琉球の住民は医師不足のために適切な医療が受けられない状況におかれている。戦前から医師不足はあったが、現在ほどではなかった。日本からの分離による引揚者で人口は増加し、人口当たりの医師数の低下をもたらした。1942年に163人いた医師(1人あたり人口3,499人)は、1948年6月現在204人であるが、医師1人あたり人口は4,343人となった。1948年12月現在の日本における医師1人あたり人口は1,165人であり、十分な医療を提供できる水準である。琉球においても同じ水準が望ましい。この水準を達成するためには、760人の医師が必要であり、現在より556人の増加が必要であるが、この必要とする医師数を琉球内で達成することは不可能である。」と琉球における医師不足の実態を報告している。この実態を踏まえて医師不足解消の方策についてつぎ

のような検討が行われた。「最近、琉球を訪問した陸軍省次官から、なぜ日本人医師は琉球で医療に従事できないのかという質問があった。そして、日本人医師による専門的支援がなされるのが望ましいという意見を表明した」ことが、GHQが実態調査を行う結果になったものと思われる。「1949年時点で日本の大学で医学を学んでいる沖縄出身の学生は45人である。彼らが首尾よく卒業し、全員琉球へ帰ったとしても、医師数は249に増加するだけで人口比率はそれほど増加しない。」ということで、GHQ公衆衛生局(局長Crawford F. Sams准将)は、次の勧告をだした。「1. 資格のある日本人医師が琉球において医業を為すことを許可する政策を承認する。 2. 当公衆衛生局は、日本政府をとおして琉球において必要とする十分な医師の募集を行う権限を有するものとする。」(General Headquarters, Supreme Commander for Allied Powers, 1949)。しかし、この勧告した事項は実現しなかったが、その理由はまだ不明である。

2) 契約学生制度による医師養成開始

医師も前述のとおり、わずかしか生存しておらず、復員してくる医者も増えてはきたが、劣悪な戦後の環境下で発生する多数の傷病者の医療需要に対応できる十分な医師はいなかった。医師の確保は緊急の課題であった。そこで医師確保を含む戦後復興のリーダー養成を目的として、米軍政府は、「琉球で養成できない分野の学生を日本の大学へ送り、習得した学問、技術をもって琉球の福祉の増進と米国軍政府機構の増強に寄与せしめる」目的で学資、生活費を支給し、沖縄に帰還して建設的な業務につくことを条件として契約するという「契約学生」制度を1949年に発足させた。1952年までの4年間に455名(医学130名、歯学10名を含む)が送り出された。この留学制度は1952年を最後に廃止されたが、翌1953年から日本政府援助による公費(後に国費)留学制度に引き継がれた。これらの制度によって留学した医学生数は日本復帰後の1980年までに契約学生が120人、公費および国費留学生在が962人に及んでいる(財団法人沖縄県育英会、1978)。

III. いわゆる『医介輔』制度について

1) 医師助手および歯科医師助手という職種と職務

布告第9号の中に「医師助手」および「歯科医師助手」という身分を明示する記述はない。これまで「医師助手」が後の『介輔』の前身であったという記述が関係者の報告でなされてきたし、著者もそのように使用してきた(崎原、1987)。しかし、米軍政府の布告および関連資料を調べてみても、「医師助手」または「歯科医師助手」という職種の法的根拠はあいまいである。

沖縄民政府(Okinawa Civil Administration)の組織と職務を規定した米軍政府指令第20号(1946年12月1日発布)によれば、医療関係職種には、Dentist, Doctor, Doctor's Assistant,

Medical Technician, Midwife, Nurse Graduate, Nurse Aids, Nurse Registered, Nurse Superintendent, Oculists (Physician), Pharmacist, Physician M.D., Physician Research, Physician's Assistant, Surgeon, Surgeon's Assistant等がある。それぞれ翻訳された表記は、歯科医師、医師、医介補、医療技術家、助産婦、上級看護研究生、看護婦助手、登録済看護婦、看護婦監督、眼科医(医師)、薬剤師、医学博士、医師（調査研究）、医師助手、外科医、外科医助手となっている（表1）。（下線は著者による）。すなわち、医師を補助する職務者として医介補、医師助手、外科医助手の三つあったことがわかる。

この内、Physician's Assistant（医師助手）の職務内容については、次のように説明されている。“Prepares patients for examinations, treatment, or minor surgery, and assists the physician in performing his work by handing his necessary implements or equipment, and by keeping the patients comfortable. They do limited laboratory work, such as sterilizing instruments, and making less difficult analyses.”。

（検査、治療若しくは簡単な外科手術のための患者を待機させ、医師に必要な器具及び用具を手渡し、患者を気楽にさせるというように、医師の業務を手助けする。器材の消毒及び比較的簡単な分析のごとき試験室内での限定された業務を行うことができる）。 Surgeon's Assistant（外科医助手）については、「医介補」「医師の助手」の項目を参照となっているが、Doctor's Assistant（医介補）については何の記述もない。すなわち、それぞれ「医師の業務を手助けする」ことが共通の職務であったことがわかる。注目すべきことは、原文の表記とその職務の記述内容である。この指令の原文で表記されていることは、“Physician's Assistant”、“Surgeon's Assistant”、“Doctor's Assistant”であり、あくまでも“Physician”、“Surgeon”、“Doctor”の“assistant”（助手）である。 けっして“Assistant Physician,”や“Assistant Surgeon”、“Assistant Doctor”ではない。後者の“assistant”は形容詞として用いられ、医師に準ずる者という意味に近く、「医師助手」よりも「準医師」または「副医師」の訳が妥当であろう。ちなみに、類似の職種である旧ソ連のフェルシャーは、副医師と訳されている（WHO, 1972）。

当事者である介輔の体験記によれば、戦前医療施設で勤務していた経験者は、米軍の命令や医療関係者から勧誘されて、各市町村の診療所勤務に就いている（社団法人沖縄医介輔会、1986）。すなわち、布告第9号第1条（医療従事者）に謳われている「その他の者」としては、旧日本軍の衛生兵、医療施設勤務者、鍼灸師、代診、薬局生等が実際に戦後の医療業務に従事している。当時の医療サービスはすべて官営であったが、医療施設における「その他の者」の職種は「医官補」であった。つまり、身分としては、医師の「助手」として位置づけられていたことがわかる。専門職としての免許を有する「医師助手」ではなく、特定の免許は有しないが医師を補助する身分であったことを示している。

その証拠に、沖縄民政府の志喜屋孝信知事から米軍政府司令官あてに出された要請書 ” A letter asking your favour for registering persons as Doctors or Dentists ” (5 July 1950) がある (資料2)。この要請書は、戦前日本の植民地であった外地で登録されていた限地医師または限地歯科医師の7名が沖縄へ帰還したが、沖縄では医師として勤務できないので医師の助手 (assistants) として働いてきた (下線は著者による)。しかし、日本では外地で限地医師登録されていた者に選考の上医師登録がなされていることに鑑み、日本政府厚生省へ医師または歯科医師として登録できるよう取り計られたしという内容の要請であった。この要請に対して、東京の連合軍最高司令官 Col. Johnson の返書(4 August 1950)によれば、『カイロ宣言に基づいて日本の主権は本州、北海道、九州、四国および周辺離島に制限されている。したがって、琉球の医師や歯科医師に日本の免許を与えることは日本政府の権限外である。明白なことであるが、琉球米軍政府は ” assistant physicians and dentists ” をこれまで資格のある専門職 (qualified professional men) として認めたことはない (下線は著者による)。また、このカテゴリーは新しい免許として公衆衛生福祉局 (GHQ) が勧告している教育条件を満たすものでもない。琉球には (医師) 国家試験制度が確立されておらず、また、現時点でその可能性もない。したがって、日本へ帰還した限地医師や限地歯科医師のために措置されている日本の免許制度を琉球に適用することはできない。』(資料3)。

この往復文書で明らかのように、沖縄民政府は、” assistants to doctors and dentists ” という表現をしており、けっして ” assistant doctors ” とは記述していない。また、琉球米軍政府もその資格を専門職としては認めていないということである。したがって、『介輔』の前身として「医師助手」を位置づけることは正確ではないと言える。「いわゆる医師助手」と表記すべきであろう。さらに、「いわゆる医師助手」の職歴が示すとおり、衛生兵、医療施設勤務経験者、鍼灸師、代診、薬局生等の実務経験を有する者を医師の「助手」として暫定的に医療業務に従事させたのであり、一つの専門職として「医師助手」の資格が認められていたのではないことは明らかである。

しかし、このいわゆる「医師助手」が、医官である医師を補助する「医官補」として戦後の医師不足を補完する重要な役割を果たした事実を否定するものではないことを明記しておきたい。また、実態としては、単なる医師の補助ではなく、単独で離島やへき地の診療所で医療に従事していたことから判断すれば、医師「助手」以上の役割を担っていたことになる。そういう実態に即して言えば “Assistant Doctor” (準医師または副医師) と称してもあながち間違いとは言えない。この実態は、法的根拠は不明確であるが、極端な医師不足の医療事情から止むを得ない事態として黙認されていた可能性がある。

1950年代初期の沖縄群島では医師126名に対していわゆる「医師助手」が108名おり、医療機関で重要な役割を果たしたことが示唆される。すなわち、各医療機関の医療スタッフに

占めるいわゆる「医師助手」の比率は、総合病院で23.7%、地区病院で28.7%、特殊病院（らい療養所、精神病院、結核療養所）で47.1%、診療所で56.3%であった。とくに地区病院や市町村の診療所という第1線の医療機関においては医師「助手」がいなければ医療の確保はきわめて困難であったことを明示している。いわゆる「医師助手」が医師不足を補完し、プライマリー・ケアで重要な役割を担っていたことについては多数の報告がある（藤江良雄、1967；社団法人沖縄医介輔会、1986；崎原、1987；社団法人沖縄医介輔会、1991）。

2) 『介輔』の身分

いわゆる「医師助手」制度は、後に琉球列島米国民政府布告第43号「医師助手廃止」（1951年5月5日）により廃止され、従来のいわゆる「医師助手」は、資格審査の結果に基づいて「介輔（Medical Service Man）」と称されることとなった（資料4）。

以上の経過をみると、戦後の医療確保を図るための暫定措置であった布告第9号「公衆衛生および衛生」の「医療従事者は、命令があるまで従前どおりの業務を継続すべし」という布告の暫定措置を廃止し、1951年になってそれぞれの資格（医師、歯科医師、看護婦、助産婦、その他の者）について新たな命令（布令）が公布されたことがわかる。それらの諸資格の中で、いわゆる「その他の者」で「医師助手」であった医官補は、「介輔」（Medical Service Men）という名称ではじめてその身分が認定されたことになる。そして、布令第43号（1951）によれば、介輔の資格は次の各号に該当する者を言う。

Medical Service Men: A person (1) who has received medical training for at least one (1) year under the direct supervision and guidance of or in association with a qualified licensed physician; (2) whose training has included first aid, care of the sick, diagnosis and treatment of minor ailments, performance of minor surgical procedures, the dispensing and prescribing of simple drugs and remedies, and simple diagnostic laboratory procedures; and (3) who has been serving continuously as an “Assistant Doctor” for a period of three (3) years prior to the date of promulgation of this ordinance; and (4) whose services shall, after the date of promulgation of this ordinance, be utilized only under the supervision of a dully qualified and licensed physician or the Director of a Public Health Center.

(1) 資格のある医師と共にその直接的監督および指導の下に少なくとも1年間医療上の訓練を受けた者、 2) 応急手当、患者の介抱、軽症患者の診療、軽少な外科的処置、簡単な医薬品および治療薬の投与ならびに処方、簡単な診断検査手技を含む訓練を受けた者； 3) 本布令公布まで引き続き3年間いわゆる「医師助手」として従事していた者； 4) 本布令交付後は、正当な資格を有する医師または保健所長の監督の下で利用せられる者。）

ここでは、“Assistant Doctor”と表示されていることから、“”印つきであり、いわゆる「医師助手」という意味を示している。米海軍軍政府指令第20号で表記されていたDoctor's

Assistantがいつの間にか、一般的にAssistant Doctorと呼ばれるようになった可能性がある。

いずれにしても、いわゆる「医師助手」として本布令公布前に継続して3年以上の実務経験がある者を「介輔」の資格条件としている。この布令に基づいて、該当者に対して沖縄本島で医学講習会を実施した後、1951年8月10日、同年9月5日、1952年11月28日の3回にわたり介輔認定試験が実施された。その結果、介輔126名（奄美群島の30名を含む）、歯科介輔35名（奄美群島の2名を含む）に対して許可証が交付された（社団法人沖縄医介輔会、1986）。

ちなみに、1969年7月1日現在介輔として登録されていた55名（奄美群島を除く）の戦前の職歴をみると、医療施設勤務者28名、医療施設勤務および日本軍関係機関勤務12名、日本軍衛生兵9名、看護婦1名、鍼灸師2名、医療施設勤務および鍼灸マッサージ業1名、医療関係実務経験なし2名であった。その他すでに転職、死亡等で介輔として医業に従事していない者は40名であった（沖縄県環境保健部、1971）。なお、介輔として登録した中で医師試験に合格し医師の免許を受けた3名は、この40名には含まれていない。また、奄美群島の介輔については、対日平和条約批准に伴い1953年に日本復帰したため、奄美群島の介輔30名は全員その資格を失い、転職したことが華表（1977）によってすでに報告されている。

なお、介輔は、社団法人沖縄医介輔会を組織し、介輔の業務制限の緩和や身分保障獲得に大きな成果を挙げている。さらに、介輔制度35周年記念誌（社団法人沖縄医介輔会、1986）および同40周年記念誌（社団法人沖縄医介輔会、1991）を刊行し、その足跡の貴重な記録と関連資料を残している。

3) 『歯科介輔』の身分

歯科医師「助手」制度は、後に琉球列島米国民政府布告第42号「歯科医師助手廃止」（1951年5月5日）により廃止され、従来の歯科医師「助手」は「歯科介輔（Dental Service Man）」と称されることとなった（資料5）。しかし、軍指令第20号の原文（英文）には、“Assistant Dentist”という職種の表記はなく、前記の沖縄民政府知事の要請書でも、いわゆる“医師助手”同様に、“assistants of doctors and dentists”となっている。布令第42号（1951）によれば、歯科介輔の資格は次の各号に該当する者を言う。

Dental Service Men: A person (1) who has received dental training for at least one (1) year under the direct supervision and guidance of or in association with a qualified licensed dentist; (2) whose training has included first aid dental care, proper prophylactic measures and procedures, dental laboratory procedures, etc.; and (3) who has been serving continuously as an “Assistant Dentist” for a period of three (3) years prior to the date of promulgation of this ordinance; and (4) whose services shall, after the date of promulgation

of this ordinance, be utilized only under the supervision of a dully qualified and licensed physician or the Director of a Public Health Center.

(1) 資格のある免許歯科医師と共にその直接的監督および指導の下に少なくとも1年間歯科医療上の訓練を受けた者; 2) 歯科応急手当、適当なる予防法および処置、技工室処理等を含む訓練を受けた者; 3) 本布令発布当日まで引き続き3年間「歯科医師助手」として従事していた者; 4) 本布令発布以後は、正当に資格ある免許医師または保健所長の監督にのみ利用せられる者。)

この定義に関する限り、いわゆる「医師助手」とまったく同じ定義がなされている。しかし、本布令第42号第2条において、「歯科医師助手 (Assistant Dentist) の名称およびそれに伴う特権は是を以って廃止する。元歯科医師助手にして、歯科介輔、歯科衛生士又は歯科技工士として業をなすものは、それぞれの名称を以って呼ばれ、如何なる場合といえども歯科医師又は歯科医師助手の名称を以って自己を称してはならない。歯科介輔がその職名を記す如何なる場合にも明らかに“歯科介輔”なる肩書きを使用しなければならない。」と明記されている。したがって、歯科医師助手も医師助手と同じような経緯から布令第42号および軍指令第20号にはない呼称が一般的に使用されるようになったものと考えられる。

1951年末現在、登録されていた歯科介輔は35名(奄美群島2名を含む)であったが、1969年7月1日現在の就業状況は、限地開業13名、医療施設勤務者6名、転職、死亡等14名であった(沖縄県環境保健部、1971)。

なお、介輔とは異なり、歯科介輔は人数が少なかったためか、組織化はみられず、また、何らかの記録も公表していない。

4) 官営医療型から開業許可制への政策転換

占領初期の医療施設は、米軍によって設営された野戦病院や学校施設、民家等を利用した簡易な診療施設でしかなかった。しかし、社会が少し落ち着くにつれて、医療サービス網も整備されるようになり、沖縄群島においては沖縄民政府の設置(1946年4月)に伴い、公衆衛生部の出先機関として総合病院が3カ所(沖縄中央病院、名護病院、宜野座病院)、地区病院が5カ所(知念、糸満、前原、那覇、石川)、診療所が89カ所配置され、特殊病院としてらい療養所、結核療養所、精神病院が各1カ所置かれた。医薬品も材料もすべて米軍が補給し、医療費は無料であった。

このような官営医療は、壊滅状態にあった医療供給資源を最大限に活用し、急激に増大した負傷者や病人の医療需要を充足するための方策として、万全だったとは言えないにしても、次善の策としては高い評価があたえられてよいであろう。

しかし、この官営医療制から開業許可への政策転換はなぜ行われたのだろうか。その背景

に米国の沖縄統治に関する政策の大きな転換があったが、その一環として医療制度についても政策の転換が行われたものと考えられる。すなわち、米国は沖縄を長期に保有する政策をとり、米極東軍司令部は琉球米軍司令部に対して、『琉球列島米国民政府に関する指令』（いわゆるスキップ指令）を1950年12月5日に発布したが、その中に重要な指示事項として、「米軍政府統治下に発布された琉球列島の現行法規の審査編集に着手すること」が含まれていた（宮里、1966）。

戦後沖縄における米軍政府が公布した法規（布告、布令、指令）について、保健医療従事者に関する法規ごとに発布機関とのマトリックスを作成してみたところ、軍政府から琉球列島米国民政府に変わった1951年にほとんどの法規が発布されていることが明らかになった（表2）。すなわち、それまで暫定措置として発布されていた布令等をスキップ指令に基づいて審査し、法的整備を図った結果であったと言えよう。

布告第9号『公衆衛生および衛生』第1条の”Medical Practitioners”（医療従事者）についても、「追って命令があるまで従前どおりその業務を継続すること」となっていたが、開業医師法、開業歯科医師法、看護婦養成学校法、看護婦資格審査委員会、薬剤師および薬局法、歯科衛生士法等の身分法が公布された。この布告で「その他の者」に該当する、いわゆる医師助手および歯科医師助手については、他の身分法とは異なり、「医師助手廃止」および「歯科医師助手廃止」という布令が公布された。この布令の中身は、従前の「医師助手」および「歯科医師助手」を廃止するだけにとどまらず、新しく『Medical Service Men』（介輔）および『Dental Service Men』（歯科介輔）と言う身分を確立するものであった。

完全な公営医療制度が改められ、医師の開業が認められるようになったのも1951年4月1日であった。米国民政府は布令第31号（1951年1月19日）「開業医師、歯科医師の配置」を公布し、医師の開業が認められるようになった（1954年3月1日廃止）。しかし、当初から自由開業になったのではなく、沖縄群島を10地区に区分し、各地区の開業医師数を制限した。ただし、沖縄医師配置委員会は各地区の医療人の増減に応じてこの数を変更することができるものと規定した。なお、この布令は沖縄群島のみにも適用され、宮古群島と八重山群島における医療は、官営化することなく戦前同様開業が認められていた。

この医師の開業許可と医師配置の規制は、介輔および歯科介輔にも適用されるようになった。すなわち、介輔は前述のとおり、資格認定試験合格により資格が認定され、開業も可能になったが、開業可能な地域はかなり限定された地域であった。1969年7月1日現在、介輔の勤務施設は、公的医療施設24名、限地開業27名、私的医療施設4名であった。公的医療施設と言っても、ほとんどは離島へき地の診療所勤務であり、許可された開業地域は医師のいないへき地に限定されていた（沖縄県環境保健部、1971）。

IV. 結語

1945年4月沖縄本島上陸した米軍は、沖縄を日本から分離し、日本の権限を停止する旨の、いわゆる「ニミッツ布告」を公布した。同時に布告第9号「公衆衛生と衛生」を公布し、医療従事者について「占領地域において免許を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護婦、助産婦、およびその他の者で、病気の治療、疾病の予防または薬剤の処方等に従事していた者は、追って命令があるまで従来どおりその業務を継続すること」とした。この中の「その他の者」には、戦前の代診、薬局生、衛生兵、鍼灸師などが含まれていたが、行政上の職種としては「医官補」であった。米軍軍政府指令では“Doctor's Assistant”，“Physician's Assistant”，および“Surgeon's Assistant”という表記があるが、その職務は、「医師の業務を手助けする」ことであった。米軍軍政府は専門職として“Assistant Doctors”の身分を認めたことはなかったが、沖縄の関係者間では「医師助手」「Assistant Doctors」という呼称が使用されていたようである。この間にどのような経緯があったのかは不明である。

1950年のいわゆる「スキップ指令」により琉球において公布されてきた法規の審査編集が行われ、それまで暫定的措置であったいわゆる「医師助手」は、布令第43号「医師助手廃止」により廃止された。そして、新たに“Medical Service Man”（介輔）という身分が確立されたのである。

以上の結果から、「医師助手」の身分を示す法的根拠は不明確であり、「介輔」の前身であるという記述は、必ずしも正確ではなく、「いわゆる医師助手」と表記すべきであろう。

本研究は、平成13～15年度科学研究費補助金（基盤研究(C)(2)）『戦後沖縄における米軍政府の保健医療政策の検証、特に医介輔制度を中心として』（研究代表者 崎原盛造）による研究成果の1部である。

文献

- 沖縄県環境保健部：介輔・歯科介輔資料、1971（未公表）
沖縄市町村長会：地方自治七周年記念誌、257-258頁、1955
大田昌秀^a：沖縄の帝王高等弁務官、59頁、久米書房、1984
大田昌秀^b：沖縄の帝王高等弁務官、219-251頁、久米書房、1984
華表宏有：琉球政府時代における奄美の介輔について、日本医事新報第2783号92 - 94頁（1977年8月27日）
嘉陽安春：沖縄民政府、88-99頁、久米書房、1986
我部政男：占領初期の沖縄における政軍関係、大田昌秀教授退官記念論文集「沖縄を考える」所収、7頁、アドバイザー（那覇市）、1990

- 財団法人沖縄県育英会：育英会二十五年のあゆみ、2-8頁、1978
- 崎原盛造：医介輔と駐在保健婦の役割、平山清武編「沖縄の医療と保健」所収、24-51頁、徳明会、1987
- 崎原盛造、郡司篤晃：沖縄における保健医療の特性、永盛肇他編「沖縄の疾病とその特性」所収、21-40頁、九州大学出版会、1996
- 崎原盛造、当銘貴世美、石川りみ子：沖縄における戦後医療史序説—医療保障の視点から—、永盛肇他編「沖縄の歴史と医療史」所収、55-74頁、九州大学出版会、1998
- 社団法人沖縄医介輔会：沖縄と介輔—沖縄介輔制度35周年記念誌一、1986
- 社団法人沖縄医介輔会：沖縄介輔史—沖縄介輔制度40周年記念誌一、1991
- General Headquarters, Supreme Commander for Allied Powers, Public Health and Welfare Section: Staff Study, dated 10 September 1949
- 藤江良雄：沖縄医療の歪みと苦悩、朝日ジャーナル、78-84、1967年12月10日
- 宮里政玄a：アメリカの沖縄統治、1-2、岩波書店、1966
- 宮里政玄b：アメリカの沖縄統治、36-38、岩波書店、1966
- United States Military Government: Proclamation No.1. TO THE PEOPLE OF THE ISLAND OF NANSEI SHOTO AND ADJACENT WATERS OCCUPIED BY UNITED STATES FORCES, 1945
- Watkins, Lawrence: Disaster Relief Administration: Public Health, 1946
- WHO: World Health, 3-33, June 1972

“Assistant Doctors” and Medical Service Men in Postwar Okinawa

Seizo SAKIHARA and Hidemi TODORIKI

Although the antecedent of the Medical Service Men was said to be “Assistant Doctors” in Postwar Okinawa, its legal basis is not clear. In 1945, United States Military Government ordered to all medical professionals such as “Physicians, dentists, pharmacists, nurses, midwives and others engaged in the treatment of the sick, treatment in prevention of disease, or the dispensing of drugs, who have been licensed to perform such service in the occupied territory” to continue their respective professions until further orders were issued by Military Government. In this order, “others”, were those who had been working as assistants to doctors, medical corpsmen, practitioners in acupuncture, and so on in prewar, and engaged in medical service as assistants to doctors in postwar Okinawa. Military Government Directive No.20 (1946), however, indicated only those who were relevant to assistants to doctors in occupation and title for Civil Administration’s workers appeared as “Doctor’s Assistant”, “Physician’s Assistant” and “Surgeon’s Assistant”. Their job classification were “assisting and helping physicians”. U.S. Military Government has not been recognized them as qualified professional men. In 1951, the Ordinance No.43 abolished a provisional order for “Assistant Doctors” and at the same time, a new title of “Medical Service Man” was enacted. In conclusion, the Military Government did not officially recognize the title of “Assistant Doctor” as qualified professional men, and therefore, it should be appropriate to describe “Doctor’s Assistant” or “so-called Assistant Doctor” to the utmost.

Keyword: Physician’s Assistant, Dentist’s Assistant, Medical Service Men, Dental Service Men

表 1. 職種と給与率

Occupation Title	号 俸 給与率	3 180	4 200	5 220	6 240	7 270	8 300	9 330	10 360	11 400	12 500	13 600	14 700
Dentist	歯科医師							●	●	●	●		
Doctor	医師										●	●	●
Doctor's Assistant	医介補					●							
Medical Technicians	医療技術家			●	●	●	●	●					
Midwife	助産婦		●	●	●	●	●						
Nurse Graduate	上級看護研究生	●	●	●	●	●							
Nurse Registered	登録済看護婦	●	●	●	●	●							
Nurse-Superintendent	看護婦監督				●	●	●						
Occupational Therapist	職業治療師			●	●	●							
Oculist (Physician)	眼科医(医師)									●	●	●	
Pharmacist	薬剤師					●	●	●	●	●			
Physician, M.D.	医学博士										●	●	●
Physician Research	医師(調査研究)										●	●	●
Physician's Assistant	医師助手					●							
Psychiatric Social Worker	精神病社会活動家					●	●	●	●	●			
Psychologist	心理学者										●		
Sanitarian	衛生学者										●		
Sanitation Patrolman	衛生パトロールマン	●	●	●	●								
Surgeon (Medical Ser.)	外科医										●	●	●
Surgeon's Assistant	外科医助手					●							

注) 沖縄民政府職員の職種と給与表(1946)より、医療関係職種のみ抜粋

表2. 保健医療従事者に関する法規(布告・布令・指令)のマトリックス

法令	米国海軍軍政府 (軍政長官) 1945.4.1~1946.6.30	米国陸軍軍政府 (軍政長官) 1946.7.1~1950.12.14	琉球列島米国民政府(USCAR) (高等弁務官) 1950.12.15~1972.5.14 (1960s) (1970s)
米国民政府布令第37号 "Medical Practice Ordinance" (開業医師法)			<p>発布: 19 Jan. 1951 施行: 1 April 1951 改正 1号: 1 April 1952 改正 2号: 18 Oct. 1952 改正 3号: 11 Jan. 1956 廃止: 16 Feb. 1956</p>
米国民政府布令第40号 "Pharmacist and Pharmacy Ordinance" (薬剤師及び薬局法)			<p>発布: 5 Apr. 1951 施行: 1 May 1951 改正 1号: 18 March 1952 改正 2号: 1 April 1952 改正 3号: 29 Oct. 1952 改正 4号: 23 June 1953 廃止: 30 July 1954</p>
米国民政府布令第42号 "Abolition of Assistant Dentists" (齒科医師助手廃止)			<p>廃止: 15 Feb. 1969</p>
米国民政府布令第43号 "Abolition of Assistant Doctors" (医師助手廃止)			<p>廃止: 15 Feb. 1969</p>
米国民政府布令第162号 "Nursing School and Nurse Licensing Ordinance" (看護学校並びに看護婦免許布令)			<p>廃止: 15 Feb. 1969</p>

資料 1 .

United States Navy Military Government Proclamation No. 9
“PUBLIC HEALTH AND SANITATION”

To the People of THE ISLANDS OF NANSEI SHOTO AND ADJACENT WATERS
OCCUPIED BY UNITED STATES FORCES

I, C.W. NIMITZ, Fleet Admiral, United States Navy, Commander in Chief of the Pacific Ocean Areas, and Military Governor of the Islands of Nansei Shoto and Adjacent Waters occupied by the armed forces of the United States of America under my command, do hereby proclaim as follows:

Article 1

MEDICAL PRACTITIONERS

Physicians, dentist, pharmacists, nurses, midwives and others engaged in treatment of the sick, treatment in prevention of disease, or the dispensing of drugs who have been licensed to perform such service in the occupied territory will continue in their respective professions until further orders are issued by my Military Government. My Military Government is authorized to issue, suspend, or revoke license or regulate the activities of persons in the occupied territory engaged in curative or preventive medicine, public health and sanitation activities.

Article II

REGULATIONS AND ORDERS

Orders or regulations concerning public health and sanitation will be issued by my Military Government. Such orders or regulations when issued and published shall have the force and effect of law and all persons are hereby commanded to perform all acts that may be required by such orders or regulations and to refrain from doing all acts forbidden by them.

Article III

PENALTIES

Any persons violating the provisions of this Proclamation shall, upon conviction by an Exceptional Military Court be liable to fine or imprisonment, or both, or other punishment as the Court may determine.

資料 1 (続き)

Article IV

EFFECTIVE DATE

This proclamation will become operative in each island or part thereof within the occupied area on the date of its first publication.

Given under my hand at _____
this _____ day of _____, 1945.

C. W. NIMITZ
Fleet Admiral,
United States Navy
Commander in Chief,
United States Pacific Fleet and
Pacific Ocean Areas

MILITARY GOVERNOR OF THE ISLANDS OF NANSEI SHOTO
AND ADJACENT WATERS.

資料 2.

Office of the Chiji
Okinawa Civilian Administration
Okinawa Gunto

5 July 1950

TO: Commanding Officer
Okinawa Military Government Team

Subject: A letter asking your favour for registering persons as Doctors or Dentists

1. Attached hereto is my letter which ask you to send the request that the seven assistants of doctors and dentists to be registered as Doctors or Dentists to Welfare Department of Japan.
2. Doctors and Dentists who were registered at pre-war Japanese colonies, and returned back Okinawa after war cannot work as doctors or dentists, so they have been working as assistants. But as Japan has been enforcing a system to register persons who used to be doctors at pre-war Japanese colonies as doctors on selection, seven Okinawans submitted to Welfare Department of Japan for registering them.
3. It is, therefore, requested that through your favorable arrangement, my letter be sent to the Minister of Welfare Department of Japan.

P.S. Pre-war Japanese Medical Law is still enforced in Okinawa. Candidates to be registered are as follows. (個人氏名を含むため省略)

Koshin Shikiya
Chiji of Okinawa Gunto

資料3.

SUPREME COMMANDER FOR ALLIED POWERS

Col. Johnson

4 August 1950

Licensure of Assistant Ryukyu Doctors and Dentists

1. In response to a communication received from Headquarters, Military Government of the Ryukyu Islands, the following information, referable to licensing of assistant doctors and dentists in the Ryukyus by the Japanese Government, is furnished RMGS upon which to base a reply.

2. Under Cairo Declaration, as embodied in the Potsdam Declaration, "Japanese sovereignty shall be limited to the islands of Honshu, Hokkaido, Kyushu, Shikoku and such minor islands as we determine."

3. Licensing of Japanese doctors and dentists within the Ryukyus is, therefore, outside the permitted jurisdiction of the Japanese Government. The basic request for submission of curriculum vitae of six Ryukyuan to the Ministry of Welfare of the Japanese Government is not concurred in. The papers are returned herewith.

4. Recently PH&W, upon solicitation of the Public Health Section of the Ryukyu Military Government, outlined a plan for medical and dental licensure whereby those physicians and dentists already recognized by the Military Government of the Ryukyus as qualified to practice their professions could be formally licensed by the provisional governors, subject to approval by the Military Government, without undergoing further the investigation of educational qualifications, required of physicians and dentists newly seeking license. In the latter case, it was recommended that an Examining Board be established to consider qualifications as to basic and professional educational background, using as a (measurement?) the present medical and dental curricula established in Japan for medical and dental universities. Where candidates have the above educational requirements, they may upon recommendation of the Examining Board be licensed by provisional governors, subject to concurrence of the Military Government.

5. These recommendations were made inasmuch as the Ryukyu Islands, having no medical or dental educational facilities, will of necessity receive all applications for licensure from individuals educated outside the Ryukyus.

6. Obviously, assistant physicians and dentists have not been previously recognized by the Ryukyu Military Government as qualified professional men. Neither dose the category meet the educational requirements recommended by PH&W for new licenses.

7. There is a similar group in Japan of repatriated Japanese nationals who were

資料3 (続き)

licensed by governors or consul generals of former Japanese territories, mandated islands or in China to practice medicine or dentistry

within the area in which they resided. Such licensure did not extend to Japan proper. The concern of the Japanese Government to provide its own nationals, who were returned to Japan by compulsion upon termination of war, resulted in xxxxx to the medical and dental licensing laws to permit, for a period of five years, granting of license to practice medicine or dentistry to those who exhibited qualification by examination. The examinations are of two types; one, the preliminary examination, given no more than twice, to those individuals who presented evidence of medical or dental training xxxxx less than ordinarily required for licensure in Japan and in the more doubtful case, the preliminary examination, followed by one year of internship, upon completion of which medical examinations must be taken.

8. No national examination system has been established in the Ryukyus, nor is it believed possible to establish ones at this time. Therefore, the licensing system developed in Japan for its repatriated doctors and dentists is not adoptable by the Ryukyuans.

資料4

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS

Office of the Deputy Governor

5 May 1951

CIVIL ADMINISTRATION

ORDINANCE No. 43

ABOLITION OF ASSISTANT DOCTORS

Article 1

Definitions

1. Medical Service Man: A person (1) who has received medical training for at least one (1) year under the direct supervision and guidance of or in association with a qualified licensed physician; (2) whose training has included first aid, care of the sick, diagnosis and treatment of minor ailments, performance of minor surgical procedures, the dispensing and prescribing of simple drugs and remedies, and simple diagnostic laboratory procedures; and (3) who has been serving continuously as an "Assistant Doctor" for a period of three (3) years prior to the date of promulgation of this ordinance, be utilized only under the supervision of a duly qualified and licensed physician or the Director of a Public Health Center.

Article II

1. The title of "Assistant Doctors" and the privileges pertaining thereto are hereby abolished. These former "Assistant Doctors" serving as Medical Service Men shall be known by that title and shall not at any time refer to themselves as doctors, physicians, surgeons, or assistant doctors, assistant physicians, or assistant surgeons. If they should have any sign indicating their office, it should distinctly bear the title, "Medical Service Man".

Article III

1. The Ryukyuan Board of Medical Examiners shall, from among these persons practicing as "Assistant Doctors" at the date of promulgation of this ordinance, certify these wishing to serve as Medical Service Men who, in their opinion, are qualified to practice.

2. Certification of these qualified and needed as Medical Service Men shall be made to the Gunto Government. The Gunto Government shall then issue a permit upon payment of ¥200.

資料4 (続き)

Article IV

1. The Physicians' Allocation Board may designate areas for which, in their opinion, a regular physician's service cannot be made available, as an area where a Medical Service Man may work under the supervision of the Director of a Public Health Center.

2. The assignment of these individuals shall then be made by the respective Gunto Physicians' Allocation Board.

3. These Medical Service Men are under the control of the respective Boards of Examiners as indicated in Article III. The Boards certify these qualified. Supervision is by the individual physician under whom they work or the Director of a Public Health Center.

Article V

1. Effective date of this ordinance shall be 1 April 1951.

By direction of the Deputy Governor:

JAMES M. LEWIS

Colonel, Army

Civil Administrator

資料5

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS

Office of the Deputy Governor

5 May 1951

CIVIL ADMINISTRATION

ORDINANCE No. 42

ABOLITION OF ASSISTANT DENTISTS

Article 1

Definition

1. Dental Service Man: A person (1) who has received dental training for at least one (1) year under the direct supervision and guidance of or in association with a qualified licensed dentist; (2) whose training has included first aid dental care, proper prophylactic measures and procedures, dental laboratory procedures, etc.; and (3) who has been serving continuously as an "Assistant Dentist" for a period of three (3) years prior to the date of promulgation of this ordinance; and (4) whose services shall, after the date of promulgation of this ordinance, be utilized only under the supervision of a duly qualified physician or the Director of a Public Health Center.

Article II

1. The title of "Assistant Dentist" and the privileges pertaining thereto are hereby abolished. These former "Assistant Dentists" serving as Dental Service Men, Dental Hygienists, or Dental Laboratory Technicians shall be known by one of these titles and shall not at any time refer to themselves as dentists, or assistant dentists. If they should have any sign indicating their office, it should distinctly the title, "Dental Service Man".

Article III

1. The Ryukyuan Board of Dental Examiners shall, from among those persons practicing as "Assistant Dentists" at the date of promulgation of this ordinance, certify those wishing to serve as Dental Service Men who, in their opinion, are qualified to practice.

2. Certification of these qualified and needed as Dental Service Men shall be made to the Provisional Central Government. Provisional Central Government shall then issue a permit upon payment of ¥200.

資料5 (続き)

Article IV

1. Those persons practicing as “Assistant Dentists” at the date of promulgation of this ordinance may hereafter work only under the supervision of a qualified licensed dentist or the Director of a Public Health Center.

2. The Physicians’ Allocation Board may designate areas for which, in their opinion, a regular dentist’s services cannot be made available as an area where a Dental Service Man may work under supervision of the Director of a Public Health Center.

3. The assignments of these individuals shall then be made by the respective Physician’ Allocation Boards.

4. These Dental Service Men are under the control of the respective Boards of Examiners as indicated in Article III. The Boards certify those qualified. Supervision is by the individual dentists under whom they work or the Director of a Public Health Center.

Article V

1. Effective date of this ordinance shall be 1 April 1951.

By direction of the Deputy Governor:

JAMES M. LEWIS
Colonel, Army
Civil Administrator